

公共掲示板の利用について

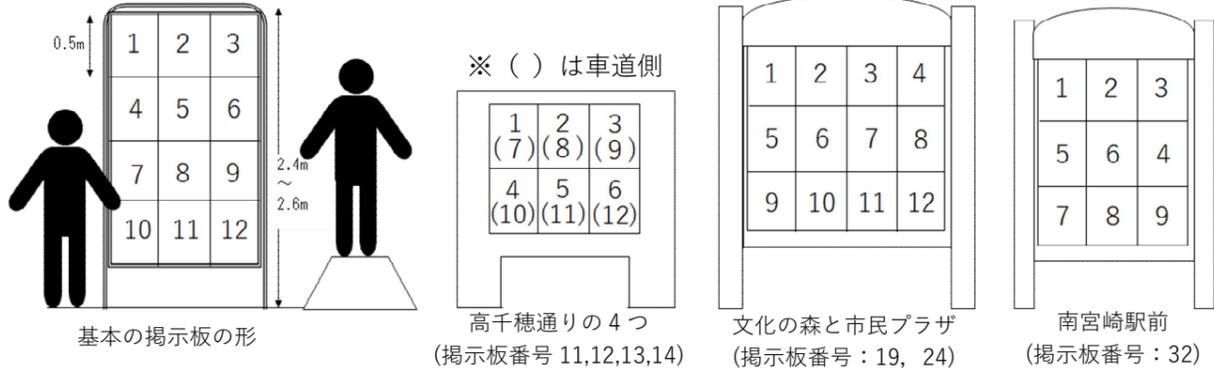
公共掲示板とは？

イベント告知用の掲示板です。無料でご利用いただけます。

公共掲示板の数は？

32 か所（中心市街地・南宮崎駅周辺） ※ 詳細は地図をご覧ください

1 基につき、1～12 の枠番号があります（南宮崎駅前の 1 基のみ、1～9 です）



貼ることができるポスターは？

大きさ：A3 縦に収まるサイズ（よこ 29.7 cm × たて 42.0 cm）

内容：以下の条件を満たすもの。（都度、ご相談ください）

- イベントの「名称・内容・開催日・開催場所」が記載されていること。
- 営利を目的とするものでないこと。（芸術文化活動等市長が特に認めるものは除く）
- 宗教団体による布教推進を主目的とするものでないこと。
- 選挙、政党・政治団体等、政治活動を主目的とするものでないこと。
- 個人的な呼びかけでないこと。
- 虚偽の記載をしていないこと。
- 人の名誉をき損し、侮辱するおそれのないこと。
- 公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。
- その他市長が不適切と判断するものに該当しないこと。

※ 例外的に貼ることができるもの

- 国、地方公共団体、その他公共的な団体のもの
- 地域活性化若しくは人道的な支援につながると市長が認めるもの

○：例) コンサート
×：例) 「○○販売会」
「受講生募集」

利用できる期間は？

多くの市民の方に利用していただくため、下記のとおりとします。

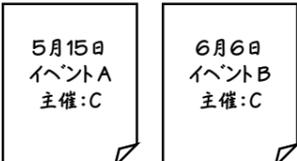
原則、開催初日または参加募集開始日の 2 か月前から予約可能。月 1 回 10 日間を 2 回まで。

※ 詳しくは、横ページをご覧ください。

(=最大 20 日 ※連続不可)

※ 募集締切日以降の利用はできません。

※ 「ひと月に、1 つの事業者(主催者)、1 つのイベント」の制限があります。



例) 事業者 C が、5 月にイベント A、6 月にイベント B を開催

⇒ 4 月や 5 月に両方のポスターを貼ることはできません。

【問い合わせ先】

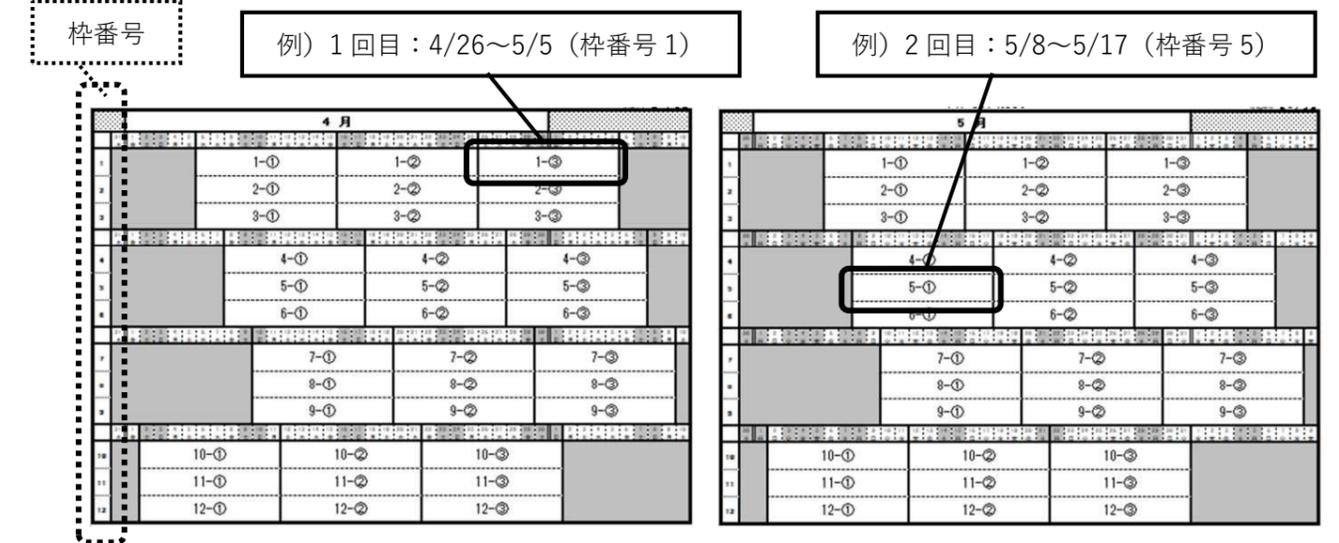
宮崎市 景観課 屋外広告物指導係
宮崎市橋通西 1-1-1 第 2 庁舎 7 階
TEL. 0985(21)1817 FAX. 0985(21)1816
mail : 30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp

10 日間は枠ごとに指定されています。以下のような利用カレンダーを HP に掲載しています。ご確認ください。

※ 予約状況が反映されるものではありません。

★ 2 回利用する時の注意点 ★

1 回目と 2 回目の利用期間は、「利用開始日が別の月であること」「2 日以上は間を空けること」が必要です。



予約・利用の流れ

予約

- ・原則、イベント開催日（複数日にわたる場合は初日）や参加募集開始日の 2 か月前から予約できます。
- ※ 開催・募集期間中にも利用したい場合はご相談ください。
- ・電話または窓口にて予約できます。利用期間と枠番号を決めます。

予約可能になる日が、土・日曜日・祝日の場合、その直前の平日から予約可能です。

窓口で、予約と承認・申込を同時にすることも可能です。

承認・申込

- ・掲示するポスター(掲出する枚数)を持って、景観課にご来課ください。
- ・来課時、申込書を記入していただきます。
- ・全てのポスターに承認印を押印いたします。承認印のないポスターは掲示できません。
- ・利用をキャンセルする場合は、利用開始日の前日までに必ずご連絡ください。

掲示

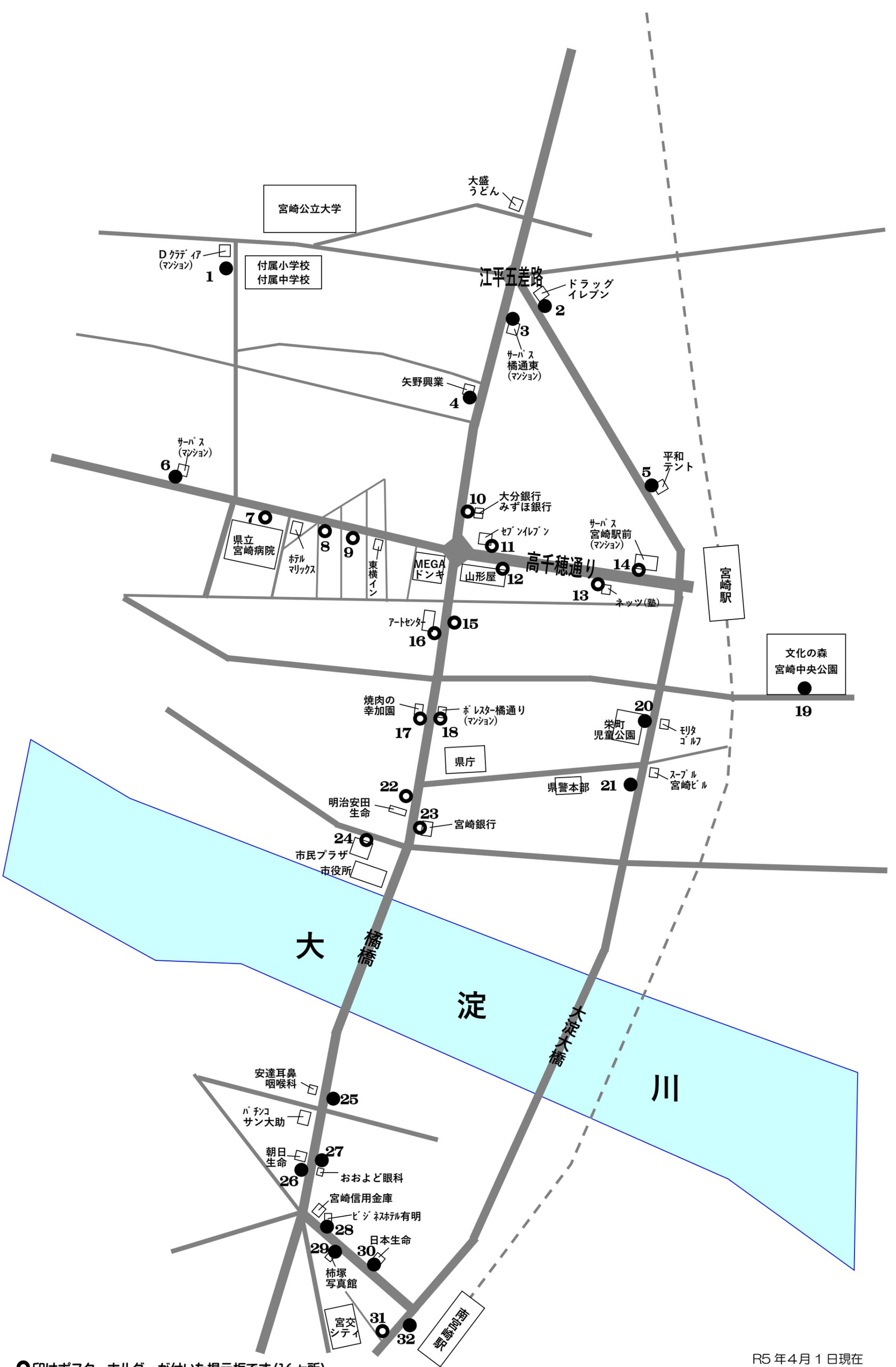
- ・利用開始日の 0 時から利用できます。期間内であれば、貼る日時は問いません。
- ・粘着性の強い透明のテープを使用し、ポスターの 4 方をすべて囲むように貼り付け、はがれないようにしてください。のり・両面テープ・ガムテープは使用できません。

撤去

- ・利用最終日の夜 12 時まで利用できます。期間内であれば、はがす日時は問いません。
- ・必ず期間内に、すべてはがしてください。

利用ルールが守られなかった場合

- キャンセルの連絡をしないまま利用しなかった場合、半年間、予約ができません。（事前の予約はできませんが、「承認・申込」からの手続きで利用は可能です。）
- はがし忘れや、利用枠間違いなどがあった場合は、ポスターは撤去・処分いたします。
- はがし忘れが累計 2 回となった場合、2 回目の利用月から半年間、利用できません。



●印はポスターホルダーが付いた掲示板です(16ヶ所)

R5年4月1日現在